

いきいき 健やかに

健康・福祉

内=内容 対=対象
 期=日時・期間・期日 所=場所
 定=定員・定数・人員 料=料金
 申=申し込み 問=問い合わせ
 FAX=FAX E=Eメール
 共=共通事項

申請・お知らせ

介護保険料に関するお知らせ

①介護保険料通知書の送付
 ◇今月中旬に、平成27年度介護保険料納入通知書を送付します

②介護保険料の納め方
 ◇64歳までは医療保険の中で納めますが、65歳からは医療保険とは別に、納入通知書で納めます。年金が年額18万円以上の方は、一定期間経過後に特別徴収(年金からの支払い)に切り替わります

③介護保険料の減免
 ◇生活困難や失業などで収入が減り、保険料の納付が困難と認められる人は、保険料の減免を受けることができます ※通知書発送後に受け付けます

①～③共 問介護保険課216-1279 (FAX219-4559)

各種介護保険利用者負担減額認定証の更新申請

◇各種減額認定証の更新申請の事前受け付けを6月1日から開始します ◇減額を希望する人

は申請を ◇減額の種類…訪問介護など利用者負担の減額、社会福祉法人などによる利用者負担の補助、訪問サービスなどの利用者負担の補助、食費・居住費(滞在費)の負担限度額認定
 ◇新規の申請は随時受け付け
 ◇収入要件など詳しくは介護保険課216-1280(FAX219-4559)へ

国民健康保険に関するお知らせ

①納税通知書の送付
 ◇今月中旬に国保加入の全世帯に、今年度の納税通知書を送付します ◇税額は前年中の所得や加入者数などによって決定します

②所得の申告はお済みですか
 ◇所得がなかった人や少なかった人は、申告により保険税や入院時の自己負担額などが減額されるときがあります。未申告の人は早めに申告してください
 ◇控除対象配偶者や扶養親族の人は不要です

①②共 問国民健康保険課216-1229(FAX216-1200)

③出産育児一時金
 ◇国保加入者が出産したとき、世帯主に出産育児一時金を支給します



※国保への加入が6カ月未満で加入以前に1年以上社会保険の被保険者だった人が出産したときは、加入していた社会保険から支給されます ◇申請期間…出産の翌日から2年以内 ◇直接支払制度や受取代理制度(医療機関が世帯主に代わり申請して受け取る制度)を利用するときは出産予定の医療機関にお尋ねください

④葬祭費の支給
 ◇国保加入者が亡くなったとき、喪主に葬祭費を支給します ※社会保険の被保険者が資格喪失後3カ月以内に亡くなったと

きなどは、以前加入していた社会保険から支給されることがあります ◇申請期間…葬儀の翌日から2年以内 ◇必要なもの…保険証、埋(火)葬許可証か死亡診断書の写し、喪主の印鑑・通帳、手続きする人の本人確認書類(運転免許証など)

③④共 ◇申請窓口…国民健康保険課か各支所の国保担当窓口
 問サンサンコールかごしま099-808-3333(FAX国民健康保険課216-1200)

国保税の納付方法変更

◇国保税を特別徴収(年金からの支払い)されている人は、申し出により口座振替に変更できます(これから特別徴収される人には事前に案内文書を送付)
 ◇申し出日により開始時期が異なります ◇手続き方法など詳しくは国民健康保険課216-1230(FAX216-1200)へ

ジェネリック医薬品の利用を

◇ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と有効成分や効能効果が同等と認められる安価な医薬品のことです ◇先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えたときの差額などをお知らせする通知を今月送付します
 ◇ジェネリック医薬品を希望するときは、「ジェネリック医薬品希望カード」を利用し、医師や薬剤師にご相談ください

問サンサンコールかごしま099-808-3333(FAX国民健康保険課216-1200)

福祉有償運送の申請受け付け

◇自家用車を使って、障害のある人などを有償で病院などに送迎する事業を行うには、市が設置する福祉有償運送運営協議会



で協議後、運輸支局へ申請し、登録を受ける必要があります
 対社会福祉法人、NPOなどの法人 ◇受付期間…6月9日(火)～15日(月) ◇車両…福祉車両やセダンなどの一般車両
 ※事業者、車両などには条件があります 問障害福祉課216-1273(FAX216-1274)

難聴児の補聴器購入費用の補助

◇発語やコミュニケーション能力の発達、教育上必要な能力の確保のため、本市に住む身体障害者手帳の交付対象でない18歳未満の難聴児童の補聴器購入・修理費用を助成します 問障害福祉課216-1273(FAX216-1274)、各支所の福祉課・保健福祉課

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

◇現在の認定証の有効期限は7月31日です ◇平成26年度に認定証の交付を受けていて、世帯全員が今年度市民税非課税の人には、8月から使用できる認定証を保険証に同封して7月中旬に郵送します ※現在認定証を持たず、市民税非課税世帯の人は新たに申請が必要 ◇必要なもの…後期高齢者医療被保険者証、印鑑、老齢福祉年金証書(受給している人のみ) 問長寿支援課216-1268(FAX224-1539)、各支所の福祉課・保健福祉課

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新

◇現在の保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証は、7月中旬に郵送します ◇簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、はがきか封書に「保険証簡易書留郵便希望」と記入し、被保険者番号、郵便番号、住所、被保険者氏名、電話番号を書いて、6月24日(必着)までに〒892-8677山下町11-1長寿支援課216-1268(FAX224-1539)へ

今日もいきいき! 輝きライフ

健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいる皆さんをご紹介します。

伊敷公民館自主学習グループ 女声合唱いきしき

公民館講座の受講生が中心となって結成し、34年目になりました。メンバー30人と指導してくれる先生皆で、アットホームな雰囲気でも気あいあいと毎週土曜日午前中に活動しています。

モットーは、「仲良く、楽しく、高みを目指して」。九州大会を目前に控え、今年こそはと全国大会出場を目指し、練習に励んでいます。歌がとても好きなメンバーなので、毎回の練習も楽しくて仕方がありません。

これからも、楽しく健康に活動を続けていきます。

